

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2016年1月-2月

## 国務院が、加工貿易の革新的発展の促進に関する若干意見を公布

中国国務院は、2016年1月4日付けで「加工貿易の革新的発展の促進に関する若干意見(以下「意見書」)」を公布した。同意見書は、革新的発展に関する指針となる基本原則を提示し、2020年までの加工貿易に対する革新的発展目標並びに政策措置を明確にした。次いで、商務部が「意見書」の要求事項に基づき、関係部門と共同して、革新的管理体制の改革、業務分担の明確化、責任業務の管理、政策措置を完備し、地方政府のための現地の実情に即した適切な措置を打ち出していく。

## 天津等12都市におけるクロスボーダー電子商取引総合試験区の増設

国務院は、2016年1月15日付けで国函(2016)17号文を公布し、天津市、上海市、重慶市、成都市、深圳市などの12都市にクロスボーダー電子商取引総合試験区を増設すると発表した。具体的な実施案は、都市所在地の省級人民政府が個別に発行する。

## 2016年、中華人民共和国輸出入税則本国細目注釈の補足と一部調整

「中華人民共和国輸出入税則本国細目注釈」(以下「本国細目注釈」)は、税関及び関連政府機関、輸出入の関連業務に従事する組織及び個人が、商品の分類を行うための法的根拠の一つである。税関総署の2016年第10号公告で「本国細目注釈」に補足と調整が行われた。そのうち、ポリアミド-6.6切片(Polyamide-6.6)、加工を施さない溶液重合スチレン・ブタジエンゴム(S-SBR)、油展溶液重合スチレン・ブタジエンゴム(油展 S-SBR)、Z形鋼(Z-steel)、プラスチック射出成型機の4つの細目注釈を追加し、さらに球状化黒鉛、シリカゲル、加工を施さないブタジエンゴム(溶液重合法より製造するものを除く)、油展スチレン・ブタジエンゴム(溶液重合法を除く)、マホガニー、乗用車の6つの細目注釈を調整した。新たな「本国細目注釈」は、2016年3月1日から発効した。上述製品の輸出入業務に従事する企業は、これらの動向に注意しながら、関連商品の税関分類(HS分類)に対する調整を早々に行う必要がある。

## 「出入国検閲・検疫機関が検閲・検疫を実施する輸出入商品の目録」の改定

国家質量監督検閲・検疫総局(AQSIQ)と税関総署は共同して、「出入国検閲・検疫機関が検閲・検疫を実施する輸出入商品目録改定に関する公告」を公布した。今回の改定は、主に商品分類に該当しないその他の天然水、複合ゴム、化学品に関するものである。公告は、国家質量監督検閲・検疫総局(AQSIQ)と税関総署によって、それぞれ2016年1月1日及び2016年2月1日より施行された。

## 航空機の入国税収徴収管理及び価格査定の新規定

税関総署は、2016年1月29日付けで第6号公告を公布した。同公告は、税関が実際に出入国する航空機整備器材ではなく、航空機整備用器材保証修理契約書に従って支払う修理費に対しても課税することを明確にした。当該業務は、中国国内航空会社が自主申告したのち、所在地の管轄税関が再検査と管理を行う。税関総署は、飛行機のパネリングリースに対する課税価格査定業務を更に規範化し、企業のための通関と税関管理の利便性を図るため、2016年1月29日付けで第8号公告を公布し、飛行機のパネリングリース課税価格の査定関連の規定を改正した。

上記テーマの概要と分析は、KPMG China が作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-06-new-rules-on-tax-collection-and-price-verification-of-imported-aircraft.pdf>

## 財政部を含む 5 つの政府機関が、通関地入国エリアの免税店政策に関する公告を公布

財政部、税関総署など 5 つの政府機関は共同して、通関地入国エリアの免税店に関する管理を規範化するため、「『通関地入国エリアの免税店管理に対する暫定施行弁法』の印刷配布に関する通知(以下「通知」)」、及び「通関地入国エリアの免税店政策に関する公告(以下「公告」)」を公布した。当該公告は、通関地入国エリアの免税店の、販売対象と販売条件、免税の税目、免税品目、免税適用の購買金額と購入方法を明確にした。上述の通知と公告は、2016 年 2 月 18 日より実施されている。

## 海南離島観光客の免税政策の調整

税関総署は、2016 年 1 月 29 日付けで第 7 号公告を公布し、「海南離島旅行者の免税購入に係る監督・管理に対する税関の暫定施行弁法(税関総署 2015 年第 7 号公告)」を一部改正し、従前の同島観光客の年間免税購入の回数制限を撤廃し、新たに年間免税購入額を 1 人当たり 1 万 6,000 人民元を超えてはならないと改めた。今後、離島への観光客がオンライン離島販売窓口を通じて商品を買取った場合、身分証若しくは飛行機の搭乗券を提示すれば、空港の隔離エリアの商品受け取り場所で購入した商品を受け取り、携帯品扱いで島外に持ち出すことができる。当該政策は、海南島観光業の発展をより促進させるものとして期待されている。

## 自動輸入許可証による通関作業ペーパーレス化の実施

税関総署と商務部は共同して、2016 年第 5 号公告「自動輸入許可証取得済みの貨物の通関業務のペーパーレス化に関する通知」を公布し、2016 年 2 月 1 日より全国範囲で自動輸入許可証作業の通関作業ペーパーレス化を実施した。当該措置の有効範囲は、自動輸入許可の「ロット・許可証対応」管理を実施する貨物(原油、燃料油を除く)で且つ輸入貨物毎の通関申告書も自動輸入許可証 1 つだけで足りる。次には、全ての貨物を対象に自動輸入許可証の管理商品と証書の取り扱いまで拡大される。当該政策によって自動輸入許可証の適用商品を輸入する企業に貿易手続きの利便性が大きく向上する。

## ニュージーランド原産の一部の商品に対する特別保障措置の実施

税関総署は、2016 年 1 月に第 1、2、4 号の公告を発表し、ニュージーランド産バター、その他油脂類、チーズ、固体乳、濃縮非固体乳、クリームなどに対し特別保障措置を実施した。今後、上述のニュージーランド原産の輸入商品は最恵国待遇税率が再適用されることになる。なお、同政策により、関連商品に対しても輸入規制を受けることから、関連商品輸入の事業者は十分留意しておく必要がある。

## 税関総署など 8 つの政府機関が、電気・電子製品の有害物質の使用制限管理弁法を公布

財政部、税関総署など 8 つの政府機関は、廃電気・電子製品に起因する環境汚染を予防・低減するため、「電気・電子製品における有害物質の使用制限管理弁法」を公布した。当該弁法は、2016 年 7 月 1 日より施行される。同弁法の施行と同時に 2006 年 2 月 28 日公布済み「電子情報製品による汚染の抑制に関する管理弁法」は廃止される。

## 各地域の税関政策の最新動向

### 広州税関：「インターネット+関郵 e 通」モデル実施の公布

広州税関は、郵便物の通関手続きを簡素化するため、第 1 号公告「インターネット+関郵 e 通」モデルを実行する。同モデルには「インターネット+電子納税」「インターネット+追加申告」「インターネット+迅速な物品返却」「インターネット+通関情報の検索」の 4 つが含まれる。郵送者は、インターネットプラットフォームのコンピュータクライアント用プログラム及びモバイルクライアント用アプリケーションから通関手続きができる。上記の措置は 2016 年 1 月 15 日より実施されている。なお、既存のメールによる通関申告も通用する。

### 南京税関：一部の企業に対する歩留率自己管理モデルの改革試行

南京税関は、2016 年 1 月 5 日付けで第 1 号公告を公布した。同公告によると、関連要件を満たし、かつ歩留率自己管理の必要のある加工貿易企業は、管轄税関に試行を申請し、適格企業は歩留率を自己管理できる。関連企業は当該改革の試行による影響に注意が必要である。

## 上海税関：「先入区、後通関」作業モデルに関する公告を公布

上海税関は、上海自由貿易試験区の出入国貨物通関の円滑化を促進するため、2014年5月1日から同試験区税関特殊監督管理区域の入国貨物の「先入区、後通関」作業モデルが実施されている。今回、同税関は、2016年2月16日付けで第2号公告を公布し、入国貨物の「先入区、後通関」作業モデルの適用範囲をさらに拡大して作業フローを改善した。第2号公告の実施により、上海港の試験区外の航空輸送の出入国貨物の積み降ろし、保管、引渡し、積み出しなどの取扱いに従事する監督管理場所の経営者にとって当該作業モデルの適用によって大きな転換点となる。

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山  
Partner パートナー  
Email: [ec.zhou@kpmg.com](mailto:ec.zhou@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

Helen Han 韓滢  
Director ディレクター  
Email: [h.han@kpmg.com](mailto:h.han@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7627](tel:+86(10)85087627)

Lisa Li 李輝  
Partner ディレクター  
Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄  
Partner パートナー  
Email: [anthony.chau@kpmg.com](mailto:anthony.chau@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3206](tel:+86(21)22123206)

Yasuhiko Otani 大谷泰彦  
Partner パートナー  
Email: [yasuhiko.otani@kpmg.com](mailto:yasuhiko.otani@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3360](tel:+86(21)22123360)

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Dong Cheng 董誠  
Director ディレクター  
Email: [cheng.dong@kpmg.com](mailto:cheng.dong@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3410](tel:+86(21)22123410)

### Southern China 華南地域

Daniel Hui 許昭淳  
Partner パートナー  
Email: [daniel.hui@kpmg.com](mailto:daniel.hui@kpmg.com)  
Tel: [+852 2522 7815](tel:+85225227815)

Lilly Li 李一源  
Partner パートナー  
Email: [lilly.li@kpmg.com](mailto:lilly.li@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(20\) 3813 8609](tel:+86(20)38138609)

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

## [kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.